

畜舎特例法の対象の追加について

2022年10月
農林水産省

畜舎特例法の概要

1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（「畜舎建築利用計画」）の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ 畜舎（搾乳施設、集乳施設を含む）又は堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）【第2条第1項】
- ・ 市街化区域外・用途地域外の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、建築士が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3・4項、第7条、第13条】

- ・ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める、

- ① 畜舎内の滞在時間等の制限
- ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
- ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置 をいう

【第2条第4項】

- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、

- ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
- ② 都市計画区域等の畜舎等にあつては、建蔽率等について支障がない基準 等をいう【第2条第3項】

- ・ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ・ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならない【第7条第2項・第3項】
- ・ 計画認定を受けた者は、畜舎等の利用状況について5年に1回、知事に報告しなければならない【第13条第1項】

● 本法律は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎等の利用方法等に関する利用基準と畜舎等の構造等に関する技術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎等の安全性を担保するもの。

● 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。

A構造畜舎等：〔簡易な利用基準（宿泊しない等）〕＋〔建築基準法と同等の技術基準〕

B構造畜舎等：〔標準的な利用基準〕＋〔建築基準法より緩和された技術基準〕

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)への対応

Ⅱ 実施事項 5. 個別分野の取組 <地域産業活性化> (9) 畜舎に関する規制の見直し

規制改革の内容

- a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

【実施時期】

- a: 令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置
b: aの結論を踏まえて、令和4年度下期必要に応じて検討

【所管府省】

- a: 農林水産省、国土交通省 b: 総務省

実施計画を踏まえた対応

- 農林水産省は、令和4年7月に農業者との意見交換会、同年8月に専門家打合せを実施。
- 農林水産省と国土交通省は、農業者からの意見及び専門家打合せの結果を踏まえ、以下の対応を行う。
1. 畜舎特例法の「畜舎等」の対象に「保管庫」を追加(農林水産省令改正)。
 2. 「保管庫」の防火に関する技術基準と、畜産経営に必要なものだけが保管されていることを都道府県が確認するための手続等を新たに規定(農林水産省・国土交通省共管省令改正)。
 3. 農業者との意見交換会で畜舎特例法の対象にしてほしいと要望のあった畜産経営に必要な「排水処理施設」について、「家畜排せつ物処理施設」として畜舎特例法の対象とする(運用改善)。
 4. 避難上有効に外気に開放された堆肥舎等について、2以上の避難口の特定を適用対象外とする規定を措置(農林水産省・国土交通省共管省令改正)。

畜舎及び堆肥舎の定義

(1) 畜舎の定義 (農林水産省令第1条)

- 家畜を飼養する施設
- 搾乳施設
- 集乳施設 (飼養施設に付随するもの)
- 飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

(2) 堆肥舎の定義 (農林水産省令第2条)

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの (発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない)
- 上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

1. 畜舎特例法の「畜舎等」の対象に「保管庫」を追加することについて

現状

- 畜舎特例法の対象となる畜舎等に保管庫は含まれていない。
 - 畜舎特例法で畜舎等を建築する際、保管庫については、畜舎等と敷地を分け、建築基準法により建築する必要。
- ↓
- 保管庫を畜舎特例法の対象に加え、畜舎等と一体的に整備できるよう求める声

対応

- ✓ 畜産経営に必要な物品を保管しているのであれば、畜産業の振興という畜舎特例法の目的に資する。
- ↓
- ✓ 畜産経営に必要な飼料・敷料等の保管庫及び畜産経営に必要な農業用トラクター等の自動車の車庫を畜舎特例法の対象とする。



保管庫の立地

- 保管庫は、畜舎等に隣接する場所に設置されることが多いが、畜舎等から離れて設置される場合もある。

対応

- ✓ 畜舎等と同一敷地でなくとも、畜舎等と隣接・近接していれば畜舎特例法の対象とする。
- ✓ 建築基準法で建築された畜舎等に付随する保管庫も対象とする。

2. 保管庫を追加するための規定整備

保管庫の防火に係る基準

- 保管庫は、建築基準法上の「倉庫」や「自動車車庫」に該当し、これらは他用途の建築物と比べ火災発生時の危険性が高いことから、建築基準法では防火に係る基準で厳しい規制を課している。

対応

- ✓ 畜舎特例法において、新たに保管庫の防火に関する技術基準を定め、一定の条件を満たすものについては、建築基準法上の「倉庫」及び「自動車車庫」に係る基準よりも緩和できる措置を検討する。

保管される物品や用途制限

- 保管庫内に保管される物品が、畜産経営に関係のない物品に変更される可能性がある（他用途への転用が容易）。



対応

- ✓ 畜舎建築利用計画申請時に保管庫で保管される物品の記載を求め都道府県が確認するとともに、定期的な利用状況の報告を求める。
- ✓ 畜産経営に関係しない物品が保管されたり、保管庫の用途が変更された場合は、是正を求め、是正されない場合は使用の禁止等の措置を講じることとなる。

3. 畜産経営に必要な排水処理施設の畜舎特例法の対象への追加

現行運用：畜舎特例法では「家畜排せつ物を処理する施設」を対象としているが、家畜ふん尿をそのまま処理するような一次的な処理に限定しており、固液分離後の液分を処理する「排水処理施設」は対象に含まれていない。

排水処理施設の特性

- 養豚や酪農の高水分の家畜ふん尿を処理するための排水処理施設は、畜産経営に必要な施設と考えられる。

※これまでは圃場散布していた酪農における家畜ふん尿やバイオガスプラント消化液、搾乳施設で発生するパーラー排水を将来的に排水処理することを検討している農業者も多い。

- 家畜排せつ物のうち、低水分のふん尿を処理する「堆肥舎」は対象となり、高水分のふん尿を処理する「排水処理施設」が対象とならないのは、不合理との声。

- 農業者との意見交換会において、家畜ふん尿の「排水処理施設」について、畜舎特例法の対象としてほしいとの要望があったところ。

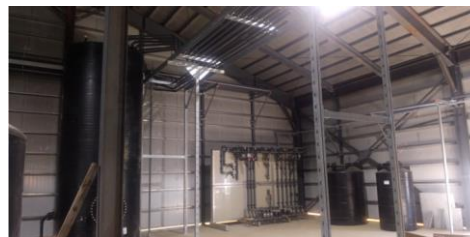
対応

- ✓ 一次的な処理に限らず、家畜排せつ物を処理するために必要な全ての施設を「家畜排せつ物を処理する施設」に含めることとし、「排水処理施設」を畜舎特例法の対象とする。

※技術的助言（通知）改正による運用変更により措置予定。



【排水処理施設 外観】



【排水処理施設 内部】

4. 堆肥舎及び保管庫の避難口の特定について

現行規定：利用基準として「2以上の避難口が特定されていること」と規定している。

堆肥舎・保管庫の特性

- 堆肥舎については、一面が開放された構造のものが多い。このような堆肥舎は奥まで立ち入る機会は少なく、各所からすぐに避難可能であるため、事業者から十分に開放性のある堆肥舎に「2以上の避難口の特定」を求めるは非合理ではないかとの声が聞かれる。
- 保管庫についても同様の構造のものが存在する。
- このような構造の堆肥舎及び保管庫は有事の際の避難が十分に可能と考えられ、二以上の避難口の特定は不要と考えられるところ。

対応

- ✓ 堆肥舎・保管庫のうち、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、「2以上の避難口が特定されていること」の利用基準の適用対象外とする。



【堆肥舎】



【保管庫】

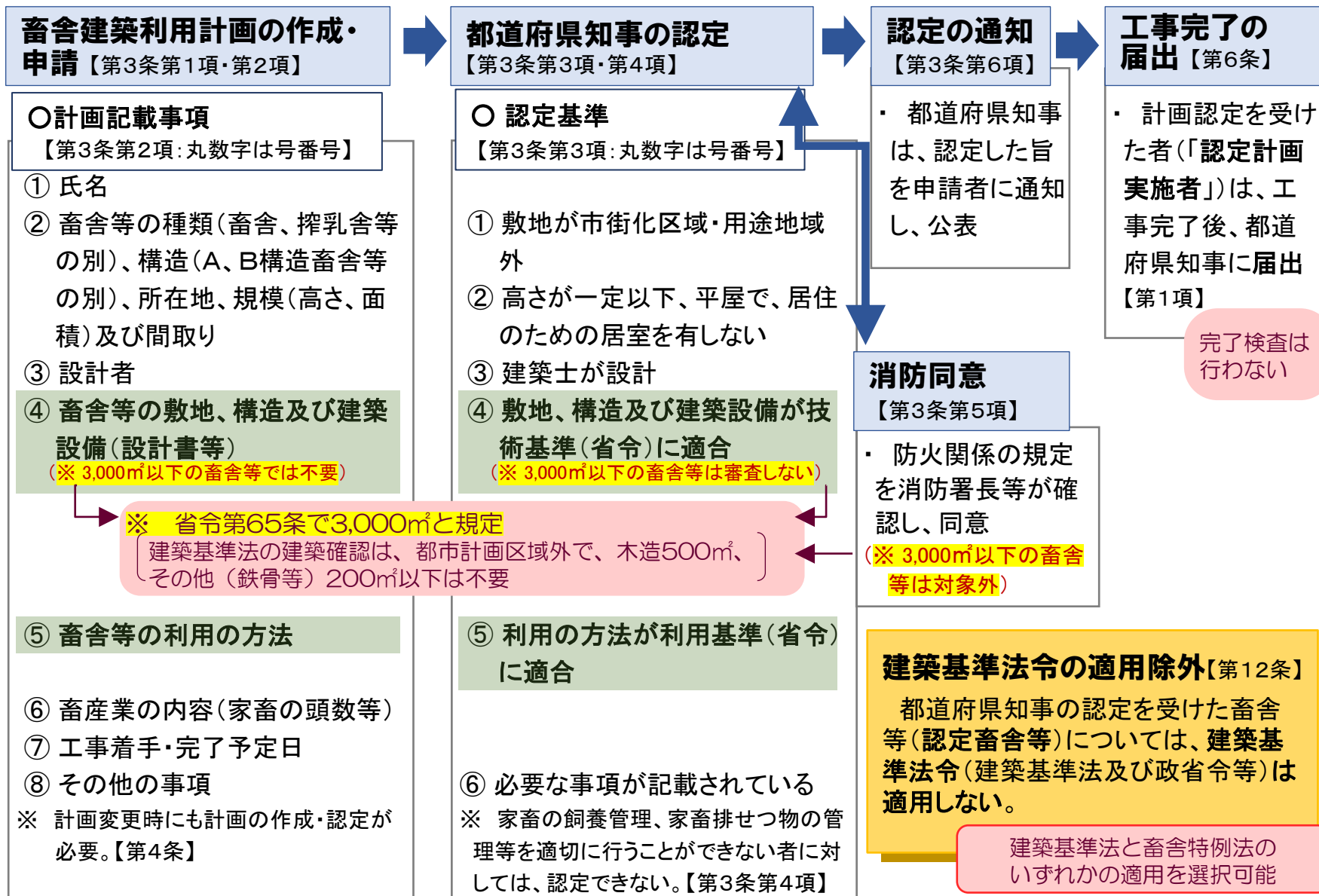
スケジュール(10月以降は予定)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月
7/22 農業者との意見交換会	8/9 畜舎特例法令 専門家打合せ	9/2 畜舎特例法令 都道府県説明会	パブリックコメント募集		パブリックコメント結果公示 改正畜舎特例法令 公布	農業者等へ周知 都道府県の体制整備			4/1 改正畜舎特例法令 施行

○ 参考資料

1. 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ
2. 技術基準
3. 利用基準
4. 畜舎特例法の認定状況（令和4年6月30日時点）

1. 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ



2. 技術基準

○ B構造畜舎等

建築基準法

建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

※例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は $2/3F$ という数値を使うよう規定。

（つまり、 $1/3$ が安全係数。）

- ・ 畜舎特例法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。

○ A・B構造畜舎等共通

建築基準法

建築基準法では、幅厚比及び径厚比を規定しており、告示で定められた特定畜舎にも適用。

基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとする。

- ・ 幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。
- ・ 北海道など冷涼な地域では凍結深度が1mになるなど基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見。

畜舎特例法の基準

短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

（省令第9条～第11条）

B構造畜舎等は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

（省令第18条第2号）

畜舎特例法の基準

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

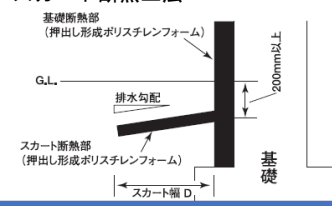
（省令第8条）

畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。

（省令第17条）

※なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



3. 利用基準

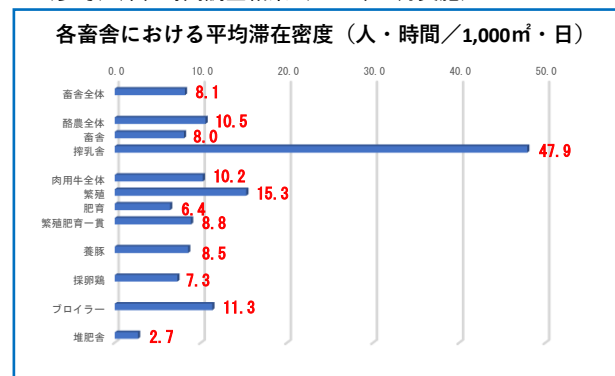
利用基準

(省令第63条)

- 一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。(A構造畜舎等を除く)

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡ ～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超 ～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超 ～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超 ～	32時間・人	16人

(参考) 滞在時間調査結果 (R2年7月実施)



- 二 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 二以上の避難口が特定されていること。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。(A構造畜舎等を除く)
- 六 A構造畜舎等にあつてはA構造畜舎等であること(B構造畜舎等も同様)を当該畜舎等の見やすい場所に表示すること。
- B構造畜舎等は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

4. 畜舎特例法の認定状況(令和4年6月30日時点)

都道府県	認定件数(件)
北海道	19
宮城県	5
愛知県	4
岩手県、山形県、群馬県	9(各3)
香川県、鹿児島県	4(各2)
福島県、栃木県、新潟県、滋賀県、 島根県、広島県、高知県、佐賀県、 宮崎県	9(各1)
他都府県	0
合計	50